

東京学芸大学附属国際中等教育学校校則の一部改正について

改正理由：学習指導要領等の改正に伴い、授業日数の確保を図るため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(休業日) 第10条 休業日は、次のとおりとする。 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日</p> <p><u>(3) 開校記念日 5月2日</u></p> <p><u>(4) 夏季休業日として校長が定める日</u> <u>(5) 冬季休業日として校長が定める日</u> <u>(6) 春季休業日として校長が定める日</u></p> <p>2 校長は、前項に規定するもののほか、教育上必要があるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。 3 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この校則は、平成24年4月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(休業日) 第10条 休業日は、次のとおりとする。 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日 <u>(3) 東京学芸大学創立記念日 5月31日</u> <u>(4) 開校記念日 5月2日</u> <u>(5) 都民の日条例（昭和27年東京都条例第75号）に規定する日 10月1日</u> <u>(6) 夏季休業日として校長が定める日</u> <u>(7) 冬季休業日として校長が定める日</u> <u>(8) 春季休業日として校長が定める日</u></p> <p>2 校長は、前項に規定するもののほか、教育上必要があるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。 3 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。</p> <p>[省略]</p>